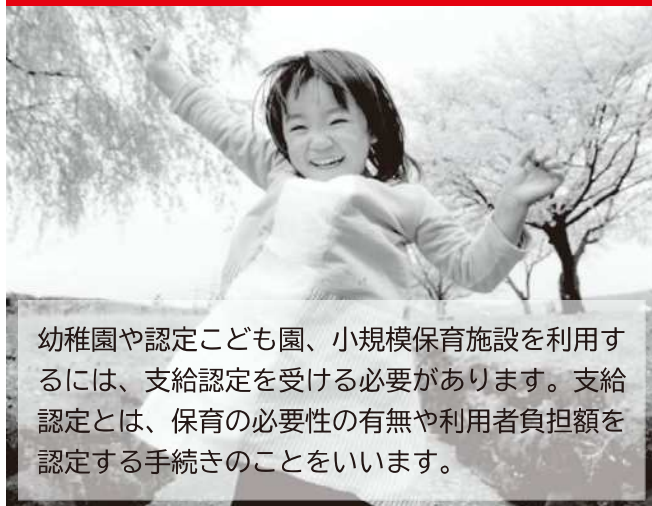


令和3年度 認定こども園・小規模保育施設 新規入園児募集



幼稚園や認定こども園、小規模保育施設を利用するには、支給認定を受ける必要があります。支給認定とは、保育の必要性の有無や利用者負担額を認定する手続きのことをいいます。

申込受付期間 令和3年4月1日入所希望の場合

新規利用の方・在園児さんは

12月7日(月)～令和3年1月8日(金)

※1号認定(幼稚園部分)の各施設への申込受付期間は施設によって異なります。

※来年5月以降のご利用を希望される場合は、入所希望の前の月の1日から15日までの間に支給認定申請書(入所申込書)に必要書類を添え、子育て健康支援課 子育て支援班に提出してください。

支給認定区分		申し込みの方法
1号認定	満3歳以上・教育を希望 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)利用希望	支給認定申請書(入所申込書)を記入し、希望する施設で内定証明を受け、子育て支援班に提出してください。
2号認定	満3歳以上・「保育を必要とする事由」に該当 認定こども園(保育園部分)利用希望	支給認定申請書(入所申込書)に必要書類を添え、子育て支援班に提出してください。
3号認定	満3歳未満・「保育を必要とする事由」に該当 認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設利用希望	支給認定申請書は、12月1日(火)から配布を開始します。

※在園児さんは各施設から案内を行います。

保育を必要とする事由

お子さんの保護者、65歳未満の同居の親族などが、次のいずれかに該当していて家庭での保育ができない方

- ① 自宅外で仕事をしている場合(おおむね1日4時間以上かつひと月15日以上)…会社勤務など
- ② 自宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合(おおむね1日4時間以上かつひと月15日以上)…自営業など
- ③ 妊娠中または出産後間がない場合(出産予定月と出産前3か月と出産後8週間)
- ④ 疾病、負傷、障がいなどがある場合
- ⑤ 同居の親族を常時介護、看護している場合
- ⑥ 災害などの復旧に当たっている場合
- ⑦ その他、前各項に類する状態であり町長が必要と認める場合

※父母以外の同居の親族(祖父母など)が保育できるときは、入所選考の際に、優先度が下がる場合があります。

施設一覧

区分	施設名	所在地	連絡先
認定こども園	くるみの森愛児園	帆足2207番地の6	☎(72)0854
	たかすこども園	帆足216番地の1	☎(72)2325
	くすのきこども園	塚脇486番地	☎(72)4527
	杉ノ子こども園	戸畑2858番地	☎(73)8120
	くるみ夢愛児園	太田266番地の1	☎(72)6066
	カトリック玖珠幼稚園	塚脇425番地	☎(72)1074
小規模保育施設	こすもす	塚脇428番地の1	☎(77)2323

☎ 子育て健康支援課 子育て支援班 ☎(72)2022